

別表第18（第3条，第18条関係）：特定遺伝子組換えに係る形質、対象加工食品、対象農産物

形質	加工食品	対象農産物
ステアリドン酸産生	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより，左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし
エイコサペンタエン酸（EPA）産生	1 なたねを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。）	なたね
ドコサヘキサエン酸（DHA）産生	2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	